

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

ちば広域連合だより

千葉県人口**6,277,188**人(令和7年10月1日現在) 被保険者数**1,008,036**人(令和7年9月30日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者を指します。

第39号

発行／千葉県後期高齢者医療
広域連合所在／〒263-0016
千葉市稻毛区天台6-4-3
国保会館内

編集／総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085URL
<https://www.kouiki-chiba.jp/>

健康診査で毎日の生活に安心を!

検査内容

診察・問診

質問票による
フレイルチェック

身体測定



血圧測定



血液検査



尿検査



1年に1回の健康診査を受けることで

- 毎年の受診で、身体の変化を数値で確認できます。

- 病気の兆候がわかります。

健康診査で兆候がわかる病気：高血圧症・脂質異常症・糖尿病・肝臓病・腎臓病など

- フレイル(加齢により心身が衰えてきている状態のこと)チェックもできます。

- 健康についての些細な心配も相談できます。

- 定期的に通院している方も、別の視点から健康チェックができます。



健康診査を受けるには？

実施時期や申し込み方法などは、実施する市町村ごとに異なりますので、
詳細についてはお住まいの市町村窓口にお尋ねください。

令和2年度以降に受診した健診結果は、マイナポータルでも閲覧できます。
(結果の反映には受診から数か月の期間を要します。)



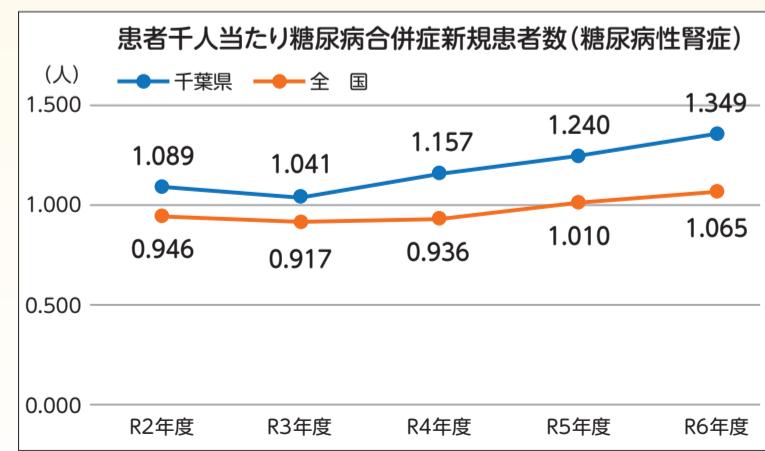
市町村問合先

健診結果を活用しています～「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を行っています～

広域連合では、令和2年度より高齢者の身体的、精神的及び社会的な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、市町村へ「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を委託しています。市町村においては、それぞれの地域の高齢者の健康課題に基づき、フレイル予防や疾病の重症化予防等の保健指導や、通いの場などの健康相談等を行っています。

一例としては、血糖値が高い状態の方や糖尿病の治療を中断した方を対象とした、医療機関の受診勧奨や保健指導を取り組んでいます。血糖値の高い状態を放置すると、合併症として糖尿病性腎症を引き起こし、人工透析による治療が必要となることがあります。糖尿病性腎症が重症化する前に適切に医療機関を受診して治療や生活の見直しに取り組むことで、身体の状態を維持することができます。千葉県の後期高齢者の状況をみると、患者千人当たり糖尿病合併症新規患者数で糖尿病性腎症と診断された方は、令和2年度の1,089人から令和6年度1,349人と徐々に増加しています。(図)

日ごろから、健康状態の把握や健康管理のために年に1回は健康診査を受けていただくとともに、保健指導の機会を積極的に利用してください。



出典：KDB(国保データベース)

医療費通知の発送スケジュールについて

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

医療費通知は、医療機関等でかかった医療費の額をお知らせするために、下記のとおり発送します。

発送月	対象診療月
令和8年 1月下旬頃	令和7年 1月から令和7年10月まで
令和8年 6月上旬頃	令和7年11月から令和7年12月まで



●確定申告ご利用になる際の注意

医療費通知は医療費控除の添付書類としてご利用いただけますが、対象診療月が令和7年11月から12月までの医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。ご承知おきください。

令和7年11月から12月までの医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。

令和7年分の確定申告をされる方へ

お問い合わせ先 納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和7年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

●特別徴収の方(年金から保険料を天引きされている方)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)

●普通徴収の方(口座振替や納付書によりお支払いされている方)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族の方など)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付した方の社会保険料控除の対象となります。

確定申告、住民税申告に関するお問い合わせ

●所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

●住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給している方でも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください

マイナ保険証を救急の現場でも活用できる「マイナ救急」が開始され、ご自身の状況を説明することが難しい場合でも、救急隊が通院やお薬の記録などの医療情報を確認することで、より適切な処置や医療機関への搬送につながります。

申請により保険料や医療費の自己負担額の減免が受けられる場合があります

（主な減免事由） ●災害により住宅等に著しい損害を受けた ●重篤な疾病、災害、事業の休廃止や失業等により収入が激減した
●刑事施設などへ拘禁され給付の制限が行われている（保険料のみ）

詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

令和6年度の一人当たりの医療給付費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和6年度の医療費の総額は、8,394億6,241万円となっており、そのうち医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費)として7,666億6,397万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療給付費は、78万3,032円となり、前年度77万4,982円と比較し約1.04%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。



	令和6年度	前年度(令和5年度)	増減
医療費の総額	8,394億6,241万円	8,002億8,236万円	391億8,005万円(+4.90%)
医療給付費の総額	7,666億6,397万円	7,301億3,265万円	365億3,132万円(+5.00%)
一人当たりの医療給付費	78万3,032円	77万4,982円	8,050円(+1.04%)

令和6年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

2割負担の方の配慮措置が終了しました

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和4年10月に始まった、2割負担の方の1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置(入院の医療費は対象外)が令和7年9月30日に終了しました。

2割負担の方の令和7年10月以降の外来医療の自己負担限度額は18,000円になります。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は返還を求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の返還

当広域連合の資格がない期間(例:千葉県から転出した後や生活保護の受給開始後など)に、当広域連合の資格確認書等を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の返還

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。



